

一般社団法人三重県社会福祉士会 役員（理事）改選について

（日程）

1月29日	公 示
<u>2月 8日～2月29日</u>	<u>理事立候補者の受付期間</u> ※
3月 7日	第2回選挙管理委員会
4月 中旬	立候補者名簿（総会議案書とあわせて送付）
5月19日	定時総会

※ 理事に立候補される会員は、①理事立候補届 ②立候補者推薦書（様式は、当会のホームページに掲載）を事務局に提出してください。

（準拠規程等）

一般社団法人三重県社会福祉士会 定款

第4章 役員等

（役員の設定等）

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- （1）理事 15名以上20名以内
- （2）監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

一般社団法人三重県社会福祉士会 役員選任規程

（候補者選出方法）

第2条 本会の役員候補者の選任方法は、次のとおりとする。

- （1）理事 立候補制とする。
- （2）監事 理事会の議決により候補者を選任する。

（理事の立候補）

第3条 理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- （1）立候補者は、正会員であること。
- （2）立候補の時期は役員改選にあたる総会の前日に定める期間とする。
- （3）立候補の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。
- （4）立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。
- 2 立候補者は、立候補にあたり正会員2名の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。
 - （1）推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。
 - （2）推薦者が推薦できる立候補者は1名とする。
 - （3）推薦者は、立候補できない。